

児童相談所移管に係る課題への検討状況（平成29年度 1月末時点）【概要版】

特別区子ども家庭支援センター・児童相談所準備担当合同部会

中間報告までに検討された内容

◇一時保護に関すること

- ・区間の相互利用の実施及び基本的なルール

◇社会的養護に関すること

- ・児童養護施設等の不足や偏在の課題認識
- ・既存入所施設の都区間の入所枠の考え方
- ・都児童自立支援施設の活用

◇区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること

- ・共通システムは導入せず、各区対応

<左下段から続く>

- ・里親が他区へ転居した場合の子どもの処遇については、子どもの最善の利益を基本に、処遇の連続性を考慮し、個別ケースごとに判断する。
- ・里親の認定基準は、都の基準を参考に特別区間の基本となる認定基準を策定する。
- ・里親手当は、特別区間では統一の手当とし、都の支給ベースを下回らないようにする。

(2) 措置が必要な児童の入所先の確保に関すること

- ・既存の入所施設における入所枠の設定は、以下のとおりとする。

児童養護施設・・・①各施設の定員に特別区分と東京都分の入所枠を設ける。

- ②特別区分の入所枠については、各区に入所人数の上限を設定し、上限内であれば、いずれの施設においても入所措置できることとする。

乳児院・・・①各施設の定員に特別区分と東京都分の入所枠を設ける。

- ②特別区分の入所枠については、施設に区ごとの入所枠を設定し、その範囲で入所措置できることとする。

自立援助ホーム・・・所在区が入所枠を持つこととする。

児童自立支援施設・・・当面は都の施設の活用を前提としているため、施設設置主体である都の考え方を確認する。

3 区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること

- ・個人情報の取扱いは、「児童相談所運営指針」等に基づき対応する。
- ・複数区が関わるケースは、都の児童相談所における実施方法に準じて対応する。なお、支援が途切れることのないよう、特別区間においては連携・協力し、児相間だけでなく、子ども家庭支援センターとも情報共有を行う。
- ・児童票等の様式について、都道府県児童相談所間では共通の様式となっていないこと、また、当面は共通システムを導入しないことから、共通様式は導入せず、各区で様式を作成する。

現時点での対応策の検討結果

【共通課題】

1 一時保護に関すること

- ・一時保護所の相互利用は、協定書（案）及び実施要領（案）に基づき運用することとし、開設後の実情に応じて適宜見直しを行う。
- ・一時保護所の相互利用における入所調整は、依頼する区に直接連絡して入所の調整を行う。各区の一時保護所の空き情報については、自区の空き情報を、他の一時保護所設置区にメールすることで情報の共有を行う。
- ・相互利用における費用負担は、国が定める一時保護児童に適用される支弁対象経費を基本に依頼元が負担する。なお、主に人件費に充てられる事務費については、相互利用の受け入れにより職員体制に影響が及ぶものではないことから、対象としない。

2 社会的養護に関すること

(1) 里親に関すること

- ・里親委託は、区内の里親への委託を原則とするが、区内の里親に委託できない場合は、特別区間で里親の相互委託を実施する。特別区間の里親に関する情報は、「連絡会（仮称）」を設置し、情報共有を図る。

<右上段へ続く>

【都協議課題】

1 社会的養護に関すること

(1) 措置が必要な児童の入所先の確保に関すること

- ・既存の入所施設における入所枠の設定は、以下の考え方を基本に、都区間で協議を行う。

児童養護施設…各施設の定員に特別区分と東京都分の入所枠を設ける。

乳児院…各施設の定員に特別区分と東京都分の入所枠を設ける。

自立援助ホーム…所在区が入所枠を持つこととする。

児童自立支援施設…当面は都の施設の活用を前提としているため、施設設置主体である都の考え方を確認する。

- ・特別区の入所枠の上限を超えて措置が必要な場合は、都の入所枠を譲り受けて措置を行う。

2 都との連携体制の確保に関すること

(1) 立ち上げ支援等について

- ・各区で実施することが困難な治療指導事業、臨床検査、困難ケースなどへの相談対応に対する助言については、都児童相談センターを活用できるよう要望する。
- ・一時保護所の入所や施設措置などの広域調整に関する場合は、モデル的確認実施区との確認作業の中で、情報提供を求める。

【共通課題】

◇社会的養護に関すること

- ・里親支援について
- ・施設措置費の支払事務の集約化について

◇区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること

- ・会議体（所長会、実務担当者会等）を設置して検討を行う事項について
- ・弁護士の確保策について

◇関係機関との連携、協力、調整に関すること

- ・医療機関及び家庭裁判所との連携、協力、調整について

【都協議課題】

◇社会的養護に関すること

- ・都区間の里親委託のルール作りについて
- ・入所施設の入所枠の設定及び入所調整について

◇都との連携体制の確保に関すること

- ・都区間の情報共有について（個人情報、入所施設等の空き状況 など）
- ・立ち上げ支援等について（ケースの引継ぎ、各種データ、マニュアルの提供 など）
- ・設置後の連携について（入所施設等の広域調整、一時保護所の相互利用 など）

◇里親に関する事務

- ・都からの事務引き継ぎについて